

災害警戒体制・災害対策本部 本部長・参集職員・参集基準一覧表

		災害警戒体制			災害対策本部		適用
体制		準備体制	第1警戒体制	第2警戒体制	第1非常体制	第2非常体制	
本部長 (総括)		—	(危機管理室次長)	(危機管理室長)	市長	市長	
副本部長 (副総括)		—	—	(健康福祉部長)・(建設部長)	副市長・教育長	副市長・教育長	
		(風水害時) 建設部 消防部 必要に応じて危機管理室 (地震時) 危機管理室(コミュニティ班含む。) 建設部 経済部 消防部 必要に応じて各施設管理者	危機管理室 建設部 経済部 健康福祉部 教育委員会 消防部 必要に応じて各施設管理者	危機管理室長、 <u>みずなみ未来部長</u> 、 健康福祉部長 、経済部長、建設部長 教育委員会事務局長 危機管理室、コミュニティ班 <u>生涯学習班</u> 、スポーツ文化班 社会福祉班、 <u>こども家庭班</u> 、 高齢福祉班、健康づくり班 農林班、清掃班(地震時のみ) 建設部全班 教育総務班、学校教育班 消防部全班 必要に応じて各施設管理者 市長が指示する班 (地震の場合は、各施設管理者)	災害対策本部員 危機管理室、コミュニティ班 秘書班、税務班、市民班 <u>生涯学習班</u> 、スポーツ文化班 社会福祉班、 <u>こども家庭班</u> 、 高齢福祉班、保険年金班、 健康づくり班 農林班、清掃班 建設部全班 教育総務班、学校教育班 消防部全班 市長が指示する班	全職員	
消防総括		—	(消防署長) (消防総務課長)	消防長	消防長	消防長	
消防団		—	—	—	消防団長	消防団長	
参集基準	風水害	・大雨・洪水注意報のいずれかが発表された場合	・大雨・洪水・暴風警報のうち、いずれかが発表された場合 ・市長が必要と認めた場合	・大雨・洪水・暴風警報のうち、いずれかが発表され、かつ雨量、河川水位の状況から災害の発生が予測される場合 ・市長が必要と認めた場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・特別警報に準ずる気象現象が発生した場合 ・災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき ・地元要請により、消防団の呼集を行う場合 ・市長が必要と認めた場合	・特別警報が発表された場合 ・災害が発生し、又は発生の危険性が切迫し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 ・市長が必要と認めた場合	
	地震	・市内で震度3の地震を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合		・市内で震度4または5弱の地震を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	・市内で震度5強の地震を観測したとき	
	原子力			・近隣で原子力災害特別措置法(以下「原災法」という)第10条に該当しない事故が発生した場合 ・原子力事業所において警戒事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合 ・市長が必要と認めた場合	・近隣で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 ・原子力事業所において特定事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合 ・市長が必要と認めた場合	・県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合 ・県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合 ・市長が必要と認めた場合	
	突発事故		・市長が必要と認めた場合	・市長が必要と認めた場合	・市内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合 ・それぞれ実情に応じた職員の非常参集体制とする ・第1非常体制において、状況に応じて第2非常体制へ移行する		

※消防本部の参集人員は、消防本部の規定による。
※瑞浪市消防団員については、原則として職務を優先するが、状況に応じて対応する。